

社会保障審議会企業年金部会
神野直彦 部会長 殿

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会
委員長 森戸英幸

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)に関する報告書

1 部会への報告

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、年金給付等積立金が最低責任準備金を割り込む、いわゆる代行割れ基金が解散するに当たり、責任準備金相当額の減額や責任準備金相当額の納付猶予を認める特例措置を講じて解散する「特例解散」について調査審議するものとして設置されていますが、その運営状況について専門委員会運営規則第15条の規定に基づき部会に報告することとされています。

2 専門委員会の開催状況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、専門委員会を計8回開催し、延べ27件の審査を行いました。

各回の議事概要は以下のとおりです。

(1) 第23回委員会（平成28年4月22日開催）

4件が付議され、そのうち2件について、特例解散の承認が妥当と判断されました。

残りの2件については、基金一括納付事業所について、「負担額がある事業所」が全て廃業等となった場合には「負担額がない（0円）事業所」が負担額を支払うことになることから、「負担額がない（0円）事業所」についてもそうした事情を理解した上で納付計画を提出しないのか確認が必要との意見や、収支状況、貸借対照表・損益計算書、キャッシュフローの情報から、納付猶予期間が長すぎると思われる事業所については、個別に短縮を促すことが必要との意見があり継続審議とされました。

また、基金に対する掛金を滞納している設立事業所について、当該滞納掛金の解消に向けて基金と約束した納付予定月が既に経過している場合には、その納付状況を確認する必要があるとの意見がありました。

(2) 第24回委員会（平成28年5月20日開催）

第19回委員会及び第23回委員会で継続審議とされた3件が付議され、そのうち2件について、特例解散の承認が妥当と判断されました。

残る1件については、申請された納付猶予期間が15年を超えている場合において、その場合の納付額が現行の基金掛金額と比較して一定程度低い場合等には、納付猶予期間の短縮を促すことが必要であり、納付猶予期間の短縮について基金事務局から事業主に促しても改善されない状況は、基金事務局の運営に対する姿勢が問われるものであり、基金事務局は設立事業所に対して説明を尽くすよう、指導していく必要があるとの意見があり継続審議とされました。

また、新たに1件が付議され、特例解散の承認が妥当と判断されました。

更に1件の納付計画の変更（後ろ倒し）が付議され、納付計画の変更について、納付計画どおりに納付することが困難である事業所の財政状況と当初申請時からの事情の変更が認められることが必要であり、運転資金の軽減効果というのは十分な理由ではなく、変更理由に合理性が認められないとされました。

なお、納付計画の変更（後ろ倒し）は法令上「やむを得ない事情」がある場合にのみ認めることとされている点等を踏まえると、一旦認可された納付計画の変更（後ろ倒し）は容易に承認することは難しいと思われるため、基金事務局に対してこの点も踏まえた説明を行うよう、指導する必要があるとの意見がありました。

(3) 第25回委員会（平成28年6月17日開催）

新たに3件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

また、1件の納付計画の変更（後ろ倒し）が付議され、納付計画の変更について、当初申請時からの事情の変更もなく、経営状況については直近年度で収支が改善しており、変更理由に合理性が認められないとされました。

更に厚生年金基金の財産目録等の決定に伴う納付計画の補正方法に関することなどを議論しました。

(4) 第26回委員会（平成28年7月15日開催）

第24回委員会で継続審議とされた1件が付議され、特例解散の承認が妥当と判断されました。

また、新たに1件が付議され、特例解散の承認が妥当と判断されました。

更に1件の納付計画の変更（後ろ倒し）が付議され、納付計画の変更について、当初申請時の事務手続き上のミスは、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」の要件には当たらず、変更は認められないとされました。

その他、納付計画を承認した基金の基金一括納付事業所の納付状況に関することを議論しました。

(5) 第27回委員会（平成28年8月31日開催）

新たに3件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

また、厚生年金基金の掛金水準に関することを議論しました。

(6) 第28回委員会（平成28年10月26日開催）

新たに3件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

(7) 第29回委員会（平成28年12月21日開催）

新たに2件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

(8) 第30回委員会（平成29年2月22日開催）

新たに2件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

また、1件の納付計画の変更（後倒し）が付議され、納付計画の変更について、法令上の「納付することができないやむを得ない理由」の要件には当たらず、変更は認められないとされました。